

今回の意見表明にあたって

前回の検討会で保険者からの意見を求められたことから、療養費の審査、支給決定を行う保険者の立場から下記について意見を表明する。

<健康保険組合連合会愛知連合会より>

- ① 違法広告の現状について
- ② 広告の適正化のための意見

<健康保険組合連合会より>

- ③ 不正事例の審査等を踏まえた、保険者の立場からの広告事項に関する意見
- ④ 第2回施術団体からの広告に関する意見に対する見解について

施術所 広告調査から見えた現状

2018年10月10日(水)



健康保険組合連合会愛知連合会
けんぽれんあいち

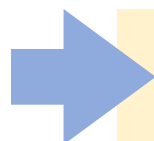
1. 広告調査の実施について

(1) 他団体との連携

| 全国健康保険協会愛知支部 | 公益社団法人愛知県柔道整復師会 |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 情報共有を開始 <input checked="" type="checkbox"/> 情報交換会の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 愛知連合会 療養費専門部会へ オブザーバー参加 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見交換会を実施 ➡ 療養費の適正化にむけた愛知連合会の 取り組みに協力し共同で進めることを 理事会にて決議 |

(2) 違法広告に対する指導・要請活動

- ▶ 施術所に立ち入り権限のある自治体を訪問し、取り組みへの理解活動を実施



要請内容：定期的な現地確認の実施（違法広告の取締り）
 適正な広告事項について、施術所へ周知文書の発出

| 相手先 ※施術所に立ち入り権限のある自治体 | 活動回数 | 訪問者 | | |
|--------------------------|------|---------|-----------|-------|
| | | 愛知県柔整師会 | 協会けんぽ愛知支部 | 健保連愛知 |
| 名古屋市（健康福祉局健康部保健医療課） | 5 | — | ○ | ○ |
| 豊橋市（保健所健康政策課医療薬事G） | 1 | ○ | ○ | ○ |
| 豊田市 | 1 | ○ | ○ | ○ |
| 岡崎市 | 1 | ○ | ○ | ○ |
| 愛知県（健康福祉部保健医療局医務課） | 2 | — | ○ | ○ |

1. 広告調査の実施について

(3) 実施地区

平成28年3月

▶ 名古屋市内の施術所を対象に調査を行うことを決定

名古屋市が
抱える問題点
(名古屋市からの聞き取り)

- ・ 病院、診療所の指導等で手一杯
- ・ 施術所が多すぎる
- ・ 施術所への現地確認は、開設時・構造変更時のみ
- ・ 通報を受けた際、電話指導及び現地確認を実施
- ・ しかし、「他の施術所もやっている！」とクレームで返される

平成28年7月

▶ 市へあはき法、柔道整復師法に基づき市内に開設された施術所情報の開示請求を実施

平成28年9月

▶ 市と調整し、調査対象区、施術所数を決定
(初めての試みもあり、各保健所の受け入れ態勢を考慮)

1. 広告調査の実施について

(4) 調査実施者 および 実施状況

- ◀ 調査実施者 ▶
- ・ 健康保険組合連合会愛知連合会
 - ・ 全国健康保険協会愛知支部
 - ・ 公益社団法人愛知県柔道整復師会

◀ 実施状況 ▶

| 実施日 | 実施した名古屋市内の「区」 | 対象 施術所数 | 調査人数 | | |
|----------------|---------------|------------|------------|-----------|-------|
| | | | 公社)愛知県柔整師会 | 協会けんぽ愛知支部 | 健保連愛知 |
| 2017/11/02 (木) | 中 | 20 | 1 | 1 | 3 |
| 2017/11/13 (月) | 千種 | 20 | 1 | 1 | 3 |
| 2017/11/20 (月) | 南 | 21 | 1 | 1 | 3 |
| 2017/11/21 (火) | 中村 | 20 | 1 | 1 | 9 |

【 役割分担 】

| 担当 | 人数 | 内容 |
|-----|----|------------------------------|
| 評価班 | 3名 | 調査項目に基づき、実態を確認・評価 |
| 撮影班 | 2名 | 写真撮影 (患者等個人を特定されるものに配慮し撮影) |

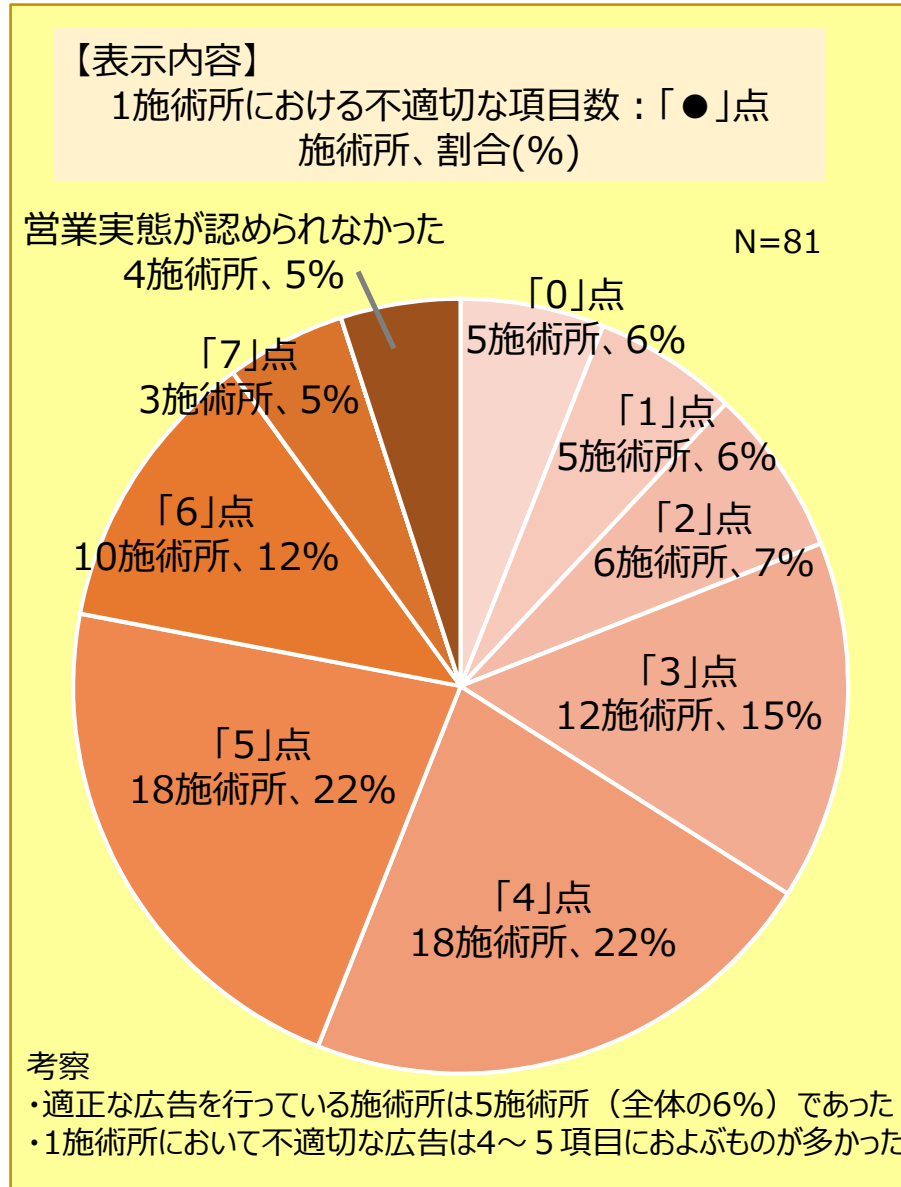
1. 広告調査の実施について

(5) 調査項目 ※柔道整復師法第24条（施術所の広告の制限）に記載されていない事項について広告しているもの

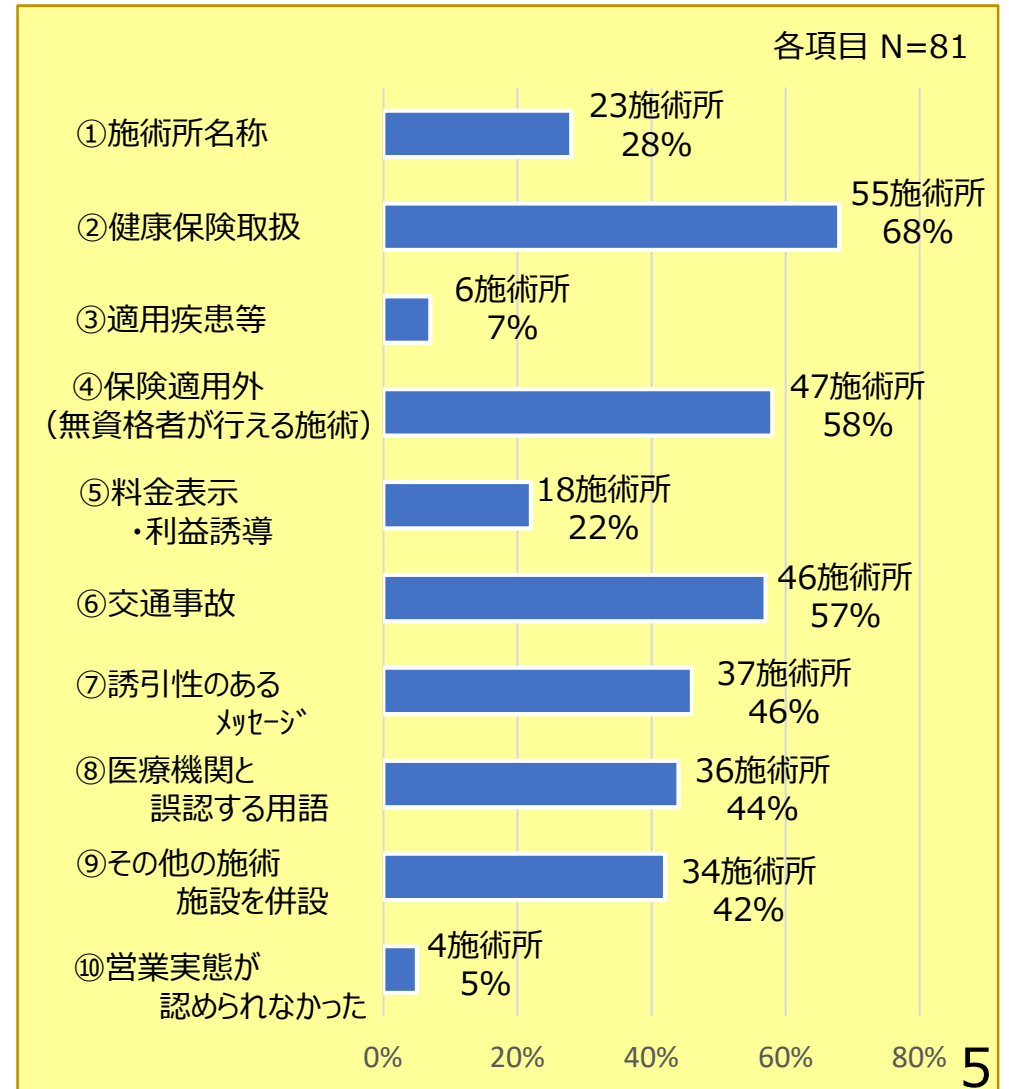
| 項目 | 調査内容 | 表示例 |
|--------------------------|---|---|
| 1. 施術所名称 | 届出と異なる名称や、不適切な名称を使用している | ●●整体院、●●治療院、 ●●コンディショニングセンター |
| 2. 健康保険取扱い | 医療保険療養費支給申請ができる旨を表示している内、厚生労働省告示70号（H11/3/29）を遵守している | 骨折・脱臼については、緊急の場合を除き 予め医師の同意をえる必要があります。 |
| 3. 適用疾患等 | 保険適用となる負傷を記載している | 骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷 |
| 4. 保険適用外 （無資格者が行える施術） | 保険適用外の症状を記載している内、保険適用となる負傷を記載せず、保険適用外のみ表示 | 自律神経失調症、ヘルニア、肩こり、 めまい、坐骨神経痛、片頭痛 |
| 5. 料金表示・利益誘導 | 料金表示や利益誘導の性格のある広告を表示している 施術料金（目安）の記載。割引や賞品提供などの表示をしている | 回数券、オープンキャンペーン、インターネット割引、紹介割引、複数コース同時予約で10%オフ、ホームページ見たで無料 |
| 6. 交通事故 | 交通事故関連の施術をおこなうことを表示している | 優良交通事故治療院、交通事故治療専門ガイド、優良治療院BEST100選 |
| 7. 誘引性のあるメッセージ | 誘引性のあるメッセージを表示している 本来、医師が取扱う症状を表示している | どんな痛みも取れます、全身治療で根本から改善、リピーター率90%以上 |
| 8. 医療機関と誤認する用語 | 医療機関と錯誤させるような表示がされている | 治療、診察、休診など |
| 9. その他の施術を併設 | 保険適用とならない施術を併設している施術所 | 耳つぼダイエット、テーピング療法、インソール作製、美容鍼灸、骨盤矯正 |
| 10. 営業実態 | 営業実態が確認できない施術所 | 登録施術所であるが既に閉院している |

2.調査結果

(1) 1施術所における不適切広告数



(2) 調査項目別の不適切な広告割合



2.調査結果の報告

(2) 名古屋市へ調査結果の報告

| | |
|------------|--|
| 2018/02/08 | <調査結果の報告> 健保連愛知連合会が 名古屋市健康福祉局健康部保健医療課 医療安全確保に調査報告を提出 ➔ 保健所による現地確認を要請 (違法広告の指導および届出された構造と実際の施術所の状況等について) |
| 2018/02/13 | <保健所全体会議での議題事項へ> 名古屋市健康福祉局健康部保健医療課 医療安全確保が 名古屋市内 保健所・医療監査担当主査会議で状況報告 |
| 2018/03/19 | <周知文書の発出> 名古屋市健康福祉局長が、市内全施術所へ 「施術所における法令順守の徹底について (通知)」(*1) を発出 |

<調査の開始>

2018年度から 保健センター (保健所) による立ち入り調査を開始

3.名古屋市健康福祉局の取り組み

「施術所における法令順守の徹底について（通知）」を全施術所へ配付

▶ 柔道整復師向け

平成30年3月19日
各施術所 御中
名古屋市健康福祉局長

施術所における法令順守の徹底について（通知）

日頃は、本市の健康福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、柔道整復師法に基づく施術所については、法令により、下記のとおり、構造設備や広告できる事項等が定められており、施術にあたっては免許所有者が行うことが必要です。法令順守は、施術所に対する市民の信頼を維持する上でとても重要なものです。貴施術所におかれましても、法令順守を徹底していただき、市民の信頼を揺るがすことのないよう努めていただきますことを改めてお願いいたします。

特に、施術所の広告につきましては、法令で認められている事項（別紙参照）以外は広告ができません。内容等、ご不明点がございましたら、貴施術所の所在区を担当する保健所の医療監視担当（千種・中村・中・南保健所）へお問い合わせください。

なお、名古屋市公式ウェブサイト内(<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000011524.html>)に「施術所の手引き」を掲載しております。

記

- 1 免許（柔道整復師法第3条）
- 2 業務の禁止（柔道整復師法第15条）
- 3 外科手術、薬品投与等の禁止（柔道整復師法第16条）
- 4 施術の制限（柔道整復師法第17条）
- 5 秘密を守る義務（柔道整復師法第17条の2）
- 6 施術所の届出（柔道整復師法第19条）
- 7 施術所の構造設備等（柔道整復師法第20条）
- 8 広告の制限（柔道整復師法第24条）
- 9 その他の法令によるもの

（裏面もご覧ください）

別紙

★ 広告の制限

広告は、看板、印刷物などが対象になります。法令で認められている事項のほかは、何人も、いかなる方法によるかを問わず、**広告できないことになっています。**

柔道整復師法に基づく施術所で、認められている広告事項（柔道整復師法第24条第1項、第2項）

- 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 施術日又は施術時間
- その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日厚告第70号）
 - *ほねつぎ（又は接骨）
 - *保健所に開設届を届け出たこと
 - *医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - *予約に基づく施術の実施
 - *休日又は夜間における施術の実施
 - *出張による施術の実施
 - *駐車設備に関する事項

施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

裏面「これらの広告はできません」もご覧ください。

★これらの広告はできません★

※施術所名称は届出どおりにしてください。

- ・疾患名記載は広告できません。※症状を暗示するイラスト等も広告できません。

例：肩こり 関節痛 交通事故専門 スポーツ障害 自律神経失調症
頭痛 むくみ 五十肩 神経痛 冷え症 椎間板ヘルニア 手足のしびれ
むち打ち 婦人科疾患 便秘 巻き爪 腰痛 内科疾患 アトピー性皮膚炎
不妊症 不眠症 逆子 近視

- ・施術方法の記載は広告できません。

例：足もみ 電気治療 中国鍼灸 東洋マッサージ リハビリ ○○式 ○○流
整体 耳針 リンパマッサージ リンパドレナージュ ヘッドスパ

- ・設備の記載は広告できません。

例：最新の治療器具 スポーツジム併設 個室施術対応 酸素カプセル
エコー使用検査 エコー使用鍼灸術 ローラーベッド ウォーターベッド

- ・施術者の経歴の記載は広告できません。

例：○○病院に勤務 ○○整形診療所にて修行 スポーツ医療に携わった

- ・料金に関する記載は広告できません。

例：初回無料 無料体験 1時間△△円 ○○コース△△円 回数券販売 会員制ポイント 学割 クーポン券 サービス券 キャッシュバック 雨の日特典

- ・病院や診療所と紛らわしい記載は広告できません。

例：診療時間 診察時間 ○○診療所附属機関 ○○鍼クリニック

- ・その他

例：エステ リラクゼーション カイロプラクティック ダイエット 骨盤矯正
小顔矯正 美容鍼 美容 小顔 痩身 アンチエイジング ボディケア
ボディトリートメント フットケア ボディエクササイズ マタニティ
厚生労働省認定 厚生労働省指定

3.名古屋市健康福祉局の取り組み

「施術所における法令順守の徹底について（通知）」を全施術所へ配付

▶ あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師向け

平成 30 年 3 月 19 日
各施術所 御中
名古屋市健康福祉局長

施術所における法令順守の徹底について（通知）

日頃は、本市の健康福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下「あはき法」）に基づく施術所については、法令により、下記のとおり、構造設備や広告できる事項等が定められており、施術にあたっては免許所有者が行うことが必要です。法令順守は、施術所に対する市民の信頼を維持する上でとても重要なものです。貴施術所におかれましても、法令順守を徹底していただき、市民の信頼を揺るがすことのないよう努めていただくことを改めてお願いします。特に、施術所の広告につきましては、法令で認められている事項（別紙参照）以外は広告ができません。内容等、ご不明な点がございましたら、貴施術所の所在区を担当する保健所の医療監視担当（千種・中村・中・南保健所）へお問い合わせください。

なお、名古屋市公式ウェブサイト内(<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000011503.html>)に「施術所の手引き」を掲載しております。

記

- 1 免許（あはき法第1条）
- 2 外科手術等の禁止（あはき法第4条）
- 3 施術の制限（あはき法第5条）
- 4 消毒（あはき法第6条）
- 5 広告の制限（あはき法第7条）
- 6 秘密保持義務（あはき法第7条の2）
- 7 施術所の開設届（あはき法第9条の2）
- 8 出張のみの業務の届出等（あはき法第9条の3）
- 9 施術所の構造設備等（あはき法第9条の5）
- 10 その他の法令によるもの

（裏面もご覧ください）

別紙

広告の制限

広告は、看板、印刷物などが対象になります。法令で認められている事項のほかは、何人も、いかなる方法によるかを問わず、**広告できないことになっています。**

あはき法に基づく施術所で、認められている広告事項（あはき法第7条第1項、第2項）

- 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 法律第1条に規定する業務の種類
- 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

- 施術日又は施術時間
- その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日厚告第69号）
 - * もみりようじ、やいと、えつ、小児鍼（はり）
 - * 保健所に開設届を届け出たこと
 - * 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - * 予約に基づく施術の実施
 - * 休日又は夜間における施術の実施
 - * 出張による施術の実施
 - * 駐車設備に関する事項

★これらの広告はできません★

※施術所名称は届出どおりにしてください。

- ・ 疾患名記載は広告できません。※症状を暗示するイラスト等も広告できません。

例：肩こり 関節痛 交通事故専門 スポーツ障害 自律神経失調症
頭痛 むくみ 五十肩 神経痛 冷え症 椎間板ヘルニア 手足のしびれ
むち打ち 婦人科疾患 便秘 巻き爪 腰痛 内科疾患 アトピー性皮膚炎
不妊症 不眠症 逆子 近視

- ・ 施術方法の記載は広告できません。

例：足もみ 電気治療 中国鍼灸 東洋マッサージ リハビリ ○○式 ○○流
整体 耳針 リンパマッサージ リンパドレナージュ ヘッドスパ

- ・ 設備の記載は広告できません。

例：最新の治療器具 スポーツジム併設 個室施術対応 酸素カプセル
エコー使用検査 エコー使用鍼灸術 ローラーベッド ウォーターベッド

- ・ 施術者の経歴の記載は広告できません。

例：○○病院に勤務 ○○整形診療所にて修行 スポーツ医療に携わった

- ・ 料金に関する記載は広告できません。

例：初回無料 無料体験 1時間△△円 ○○コース△△円 回数券販売 会員制
ポイント 学割 クーポン券 サービス券 キャッシュバック 雨の日特典

- ・ 病院や診療所と紛らわしい記載は広告できません。

例：診療時間 診察時間 ○○診療所附属機関 ○○鍼クリニック

- ・ その他

例：エステ リラクゼーション カイロプラクティック ダイエット 骨盤矯正
小顔矯正 美容鍼 美容 小顔 痩身 アンチエイジング ボディケア
ボディトリートメント フットケア ボディエクササイズ マタニティ
厚生労働省認定 厚生労働省指定

4. 広告の適正化のための意見

現状の問題点

○開設時の問題

- 保健所の届出時に現地確認が実施されていない。
- 開設届と広告に使用する施術所名称が不一致である場合でも、営業を始めることができる。
- 不適切な施術所名称であっても受領委任の申出（厚生局への届出）が受理される。

○開設後の問題

- 施術所数が多いこと、人員不足などで保健所による定期的な現地確認の実施が困難である。
- 保健所の是正指導に対し、改善がされない状況下でも営業が継続できる。

○罰則規定についての問題

- 手続きの要項・要領等の定めがなく、実効性に乏しい。


☑ 現状の問題点

特に患者の誤認を招く誘引性のある不適切な事例

- ▶ 届出（開設届・受領委任を扱う施術管理者の届出）と
施術所の看板名称が不一致

| 行政等へ届出されている施術所名 | | 療養費支給申請書の 施術所名称 | 患者が施術を受けた施術所の看板名称 |
|-----------------|-------|--------------------|-------------------|
| 保健所 | 厚生局 | | |
| 〇〇接骨院 | 〇〇接骨院 | 〇〇接骨院 | 〇〇治療院 |

<実際の事例>

| 行政等へ届出されている施術所名 | | 療養費支給申請書の 施術所名称 | 患者が施術を受けた施術所の看板名称 |
|-----------------|--------|--------------------|---|
| 保健所 | 厚生局 | | |
| A鍼灸接骨院 | A鍼灸接骨院 | A鍼灸接骨院 | 店頭看板名称：〇〇〇〇バランスラボ  |

患者は、「施術を受けた施術所の看板名称」と「療養費支給申請書の施術所名称」が、不一致であるにも関わらず受領の委任に署名

➡ 受領委任として不適切

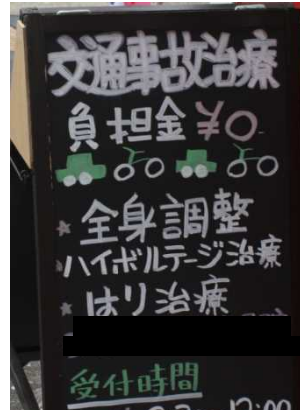
▶（柔道整復療養費）
受領委任の協定または契約に記載されている（施術の担当方針）健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は違法な広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。

▶（あはき療養費）
受領委任の取扱規程に記載されている（施術の担当方針）健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は違法な広告若しくは通達、ガイドライン等（その後の変更若しくは改訂及び新たに規定されるものを含む。）に違反する広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。

☑ 現状の問題点

特に患者の誤認を招く誘引性のある不適切な事例

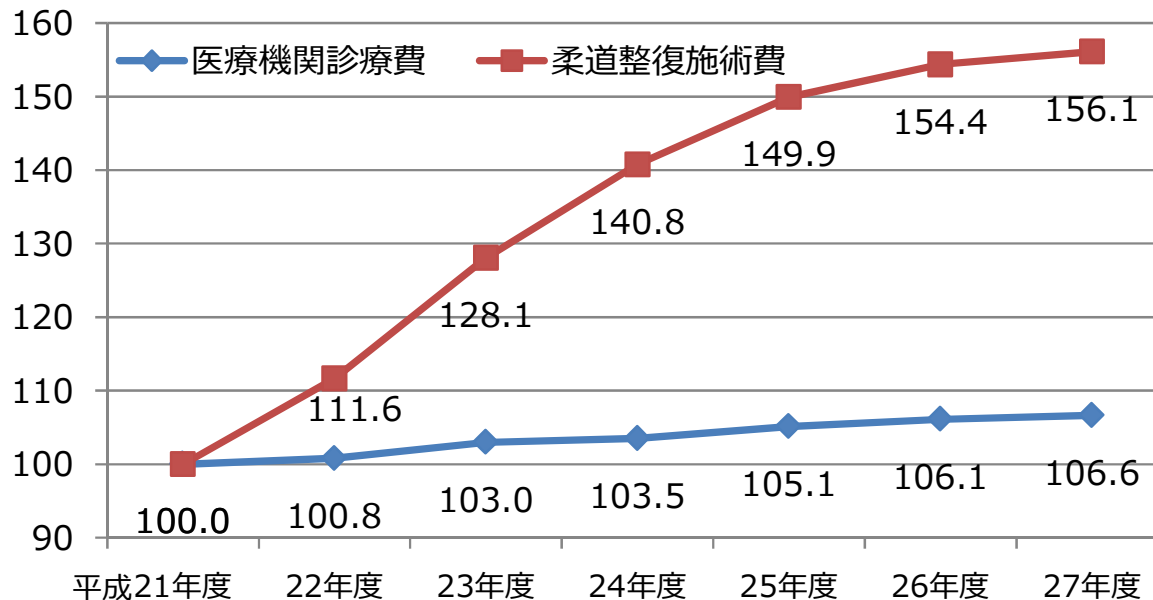
▶ 交通事故を起因とする施術の広告



【 誇大な広告 】

- ・許可を強調する記載
- ・費用を強調する記載

自賠責保険 診療費用と柔道整復施術費用の伸び率の推移



(注)

1. 自賠責保険（共済）保険に請求のあった費用・件数を集計した推移である。
2. 指数は平成21年度を100としたものである。
3. 1人の被害者が同一年度で複数の医療機関を受診した場合は、1件として集計している。（例えば、2つの医療機関を受診した場合も1件となる。）

【「自動車保険の概況」（損害保険料率算出機構）より健保連作成】

4. 広告の適正化のための意見


健保連愛知連合会が要望する具体的対応案

○ 開設時の対応について

- 開設届に広告記載事項を明記し、店頭写真を提出すること。
- 保健所の開設時現地確認により判明した不適切な広告の是正指導後、改善状況が確認できるまでは開設届を受理しない。
- 厚生局においても不適切な施術所名称での受領委任の申出書は受理をしない。

○ 開設後の対応について

- 保健所の定期的な現地確認により判明した不適切な広告の是正指導後、改善されない場合については営業の停止等の措置を検討。
- 保健所、厚生局が連携して指導・調査を行なう仕組みの構築。
- 保険者等からの情報提供があった場合、その後の調査状況を確認できる仕組みの構築。
- 違法広告通報窓口を設置したうえで、ガイドライン等において患者等へ広く情報提供を行うこと。

 「厚生労働省、保健所、厚生局」間で、情報連携が必要

4. 広告の適正化のための意見

☑ 健保連愛知連合会が要望する具体的対応案

○ 罰則規定の対応について

- ・ ガイドラインにおいて、広告の違反事項を明確にすること。
- ・ その後、罰則規定の事務要領、要綱を策定し、実効性を持たせること。
- ・ 保健所が違法広告の指導状況等を厚生局へ情報提供することにより、受領委任の中止措置等も含めた罰則規定を検討すること。

(参考)

▶ 柔道整復師法第30条

次の各号のいずれかに該当する者は30万円以下の罰金に処する。

5 第二十四条(施術所の広告の制限)の規定に違反した者

▶ (柔道整復療養費)

受領委任の協定または契約に記載されている(施術の担当方針)

健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供
又は違法な広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように
誘引してはならないこと。

▶ あはき法第13条の8

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1 第五条又は第七条(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

▶ (あはき療養費)

受領委任の取扱規程に記載されている(施術の担当方針)

健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は
違法な広告若しくは通達、ガイドライン等(その後の変更若しくは改訂及び新たに
規定されるものを含む。)に違反する広告により、患者が自己の施術所において
施術を受けるように誘引してはならないこと。

健康保険組合連合会の意見

健康保険組合連合会

2018年10月10日

健保連の基本的考え方

＜基本的考え方＞

**国民・患者を守り、
医療保険制度を堅持するため、
「国民・患者が誤解・誤認を招き誘引される
可能性のある広告は認められない」**

- 現段階では現行法の範囲でガイドラインを策定すべき
- 行政指導、改善措置を強化・徹底すべき
- インターネットのガイドラインを早急に検討すべき

主な主張 1. 施術が全て保険（療養費）適用であるとの誤認を招く広告

【主な例】

- ・「医療保険取り扱い」
- ・「医療保険療養費支給申請ができる」のみの表記（※現行法では、医師の同意要件を正確に付す場合は認められる）

【結論】

医療保険(療養費)支給要件の詳細な説明がなければ認められない（現行法令を遵守すべき）

【理由】 保険適用となる範囲は限定的で、療養費は支給の可否及びその額は保険者が決定する

- 健康保険法 第87条により、「療養費」は「療養の給付の補完」であり、「療養の給付」が困難であり、保険者がやむを得ないものと認めるとき支給できるものと定められている。
- 療養費の支給を受けようとするときは、健康保険法施行規則第66条において償還払いが原則とされている。被保険者は必要な事項を記載した申請書（療養費支給申請書）を保険者に提出しなければならないとされている。
- 柔道整復療養費、あはき療養費は受領委任の協定又は契約において、患者が一部負担金を支払い、残りの保険者負担額を被保険者等の委任により施術者が患者にかわり、療養費支給申請を行なうことができる。
- 保険適用となる負傷・疾患名、症状等が限定されるなど、支給要件が詳細に定められている。
（柔道整復療養費では脱臼又は骨折の患部の施術については医師の同意が必要）
（あはき療養費では（疾患、適応症すべてにおいて）医師の同意が必要）
- 保険者は療養費の適正化のため、審査のうえで支給決定する。厚労省通知により、「審査のための患者調査を行うこと」「保険適用外の施術について周知徹底」等に取り組むこととされており、支給要件非該当や、不適切な場合は不支給を決定するため、施術が全て保険適用となり必ず支給されると誤認を招く「医療保険取り扱い」等の表記は認められない。
⇒ これらのことから、患者等へは**事前により詳細な説明が必要**となる

【参考】健康保険法 第八十七条

保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

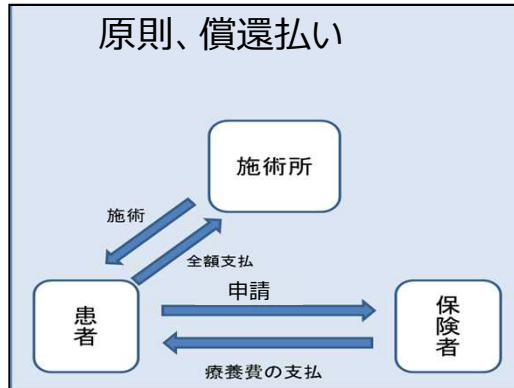
主な主張 1. 施術が全て保険（療養費）適用であるとの誤認を招く広告

【参考】

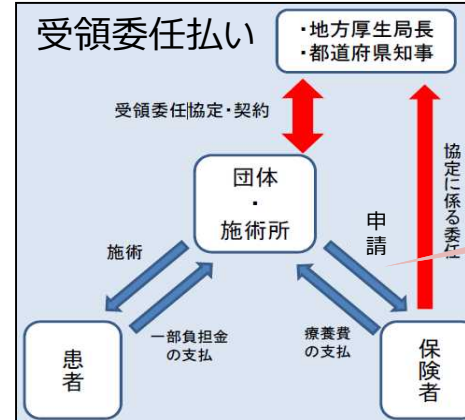
■ 療養費の支給申請方法

- 療養費を申請するのはあくまで患者等（患者の委任を受けて代わりに施術者が申請・受領する場合もある）
 - その申請をもとに審査・決定をするのは保険者
- ↓
- 療養費支給要件を付した上で「申請ができます」と表記するのが正確
 - 保険取扱い等は説明不足で誤認を招く

健康保険法施行規則第66条



受領委任協定・契約



患者から請求の委任を受け申請

■ 療養費申請における保険者の審査等

柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について

（平成24年3月12日厚労省四課長通知）

1. 被保険者等に対する柔整療養費の医療費通知の実施の徹底
2. 多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者等への調査
3. 保険適用外の施術についての被保険者等への周知徹底

患者調査の手法

- ・文書照会の実施
- ・施術所等への照会
- ・算定基準に合致しない場合は不支給
- ・不正又は不当受給請求の疑いがある場合は情報提供

■ 保険適用の負傷・疾患・適応症

出典：「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」

| 柔道整復（負傷） | はり・きゅう（疾患） | あん摩・マッサージ（適応症） |
|--|---|---|
| <p>外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。なお、介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）については、第5の3の(5)により算定して差し支えないこと。また、外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること。</p> <p>※骨折、脱臼については応急処置以外は医師の同意が必要</p> | <p>慢性病であって医師による適当な治療手段のないものであり、主として神経痛・リウマチなどであって類症疾患については、これら疾病と同一範ちゅうと認められる疾病（頸腕症候群・五十肩・腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患）に限り支給の対象とする</p> <p>※主治の医師の診察のうえ文書での同意が必要</p> | <p>一律にその診断名によることなく筋麻痺・関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について支給対象とされるもの</p> <p>※主治の医師の診察のうえ文書での同意が必要</p> |

主な主張 2. 医療・医療機関との誤認を招く広告

【主な例】

「診療」「診察」「診」「治療」等の文言使用

【結論】

「診療」「診察」「診」「治療」等の表記は認められない（現行法令を遵守すべき）

【理由】 患者の誤認を防ぐためには、医療との明確な表記の区分けが必要

- 医療法第3条においては、患者の誤認による弊害を防ぐことを主旨とし、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所にまぎらわしい名称をつけることが禁じられている。⇒医業において認められていないことは、医業類似行為においても同様に認められないと考える。
- 健康保険法第63条及び64条では、診察、処置、手術その他の治療等の「療養の給付」を行うとされ、保険医療機関で健康保険の診療に従事するのは保険医・保険薬剤師でなければならない等とされている。
- 診療（診断と治療）は医師の行為である。
- 「診療」・「診」・「治療」等の文言は、あはき・柔整法の記載の中では使用されておらず、「施術」という言葉で統一されている。
- 「治療院」等の施術所が、仮に医療機関ではないと認識したとしても、医療機関と同じ医療を行う（同じ医療機能を持つ）等の機関だと誤認してしまう可能性は高い。一般国民には、医療機関と施術所における機能や内容の詳細な相違はわからない。
- 患者が誤解・誤認することで、医療機関を改めて（二重に）受診することになるケースや、（医療機関への受診が遅れることで）最悪の場合は健康被害につながる懸念がある。
- また、柔道整復における「整骨」の表記は、整骨という概念が国民にわかりにくく、また「整体」や「整形（外科）」と混同する懸念があり認められない（現行法令でも認められていない）

【参考】

■ 医療法 第三条第一項

疾病の治療（助産を含む。）をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

調査期間：2014年7月～2016年12月まで

対象：日本臨床整形外科学会の会員 約6000名

■ 施術所受療後、医療機関を受診した件数 494件

■ 当初から医療機関を受診していれば悪化を防げた事例〔施術による事故・症状の悪化例〕

| | | | | | |
|--------------|-----|-------|--------|-----|-------|
| 非外傷性疾患に対する施術 | 55例 | 11.1% | 骨折の見逃し | 52例 | 10.5% |
|--------------|-----|-------|--------|-----|-------|

【日本臨床整形外科学会作成資料より】

主な主張3. 保険適用外の施術の広告について

【主な例】

保険適用外の施術

(肩こり、骨盤矯正、整体、カイロプラクティック、リラクゼーションマッサージ等) の施術表記

【結論】

- 施術所で行われる施術には保険適用と保険適用外の施術があり、さらには保険適用外の施術は内容が不明瞭であること等から、以下のとおり定められている現状において、保険適用外の施術に係る施術内容、適応症等の表記は認められない（法令を遵守すべき）
厚生省告示第69号 五 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
厚生省告示第70号 三 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 手技による医業類似行為それぞれの定義、具体的な適応症と施術内容、安全対策等の施術の指針を策定し、事前に広く国民に周知すべきである。
- 無資格者（保険適用外の施術）の広告の規制も検討する必要がある。

【理由】

- 手技による医業類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧及び柔道整復は、法律で業として行なう事ができ、保険適用となる負傷、疾患、適応症やその施術内容の基準が定められている。
- 一方、その他の法的な資格制度のない施術は、確立された施術法や施術手順等の規定・ガイドラインもなく、国民から見て施術内容等が不明確となっている。
- また、国民から見ると、国家資格者の開設する施術所においても、手技による医業類似行為の中から「保険適用となる施術」と、「保険適用外の施術」を明確に判別することは難しい。
- このことから、現状では、（違法）広告を見て、整体・カイロ等を受ける希望で施術所に行ったものの、一律に保険証の提示を求められ、患者に自覚がないまま保険適用施術に付け替えられ、保険（療養費）請求が行われるという事例が多数発生している。また、そもそも保険適用施術を一切行っていない不正（架空）請求も起きている。
- 患者を守るためには最低限、保険適用外の手技による医業類似行為（無資格者が行う施術を含む）について、それぞれの定義、適応症、施術内容、安全対策等の指針を策定し、国家資格者であるあん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師の取り扱う施術との制度に関する違いや施術内容等の違いを明確に国民に周知する必要がある。
- それすら実施されていない現状の中で、保険適用外の施術の広告表記は認められない。併せて無資格者の保険適用外施術に関する広告規制も検討が必要。

主な主張3. 保険適用外の施術の広告について

【参考】

患者にはそれぞれの施術の判別・区分けが難しい

器具を使用しない
手技による医業類似行為

※保険適用には医師の同意等、要件あり

法的な資格のあるもの

柔道整復

(保険適用) 慢性期に至らない外傷性の骨折、脱臼、打撲、捻挫

(保険適用外)
上記負傷以外に行う柔道整復施術

あん摩マッサージ、指圧

(保険適用) 筋肉麻痺、関節拘縮等であって医療上マッサージを必要とすると認められる症例

(保険適用外)
上記適応症以外に行うマッサージ 施術

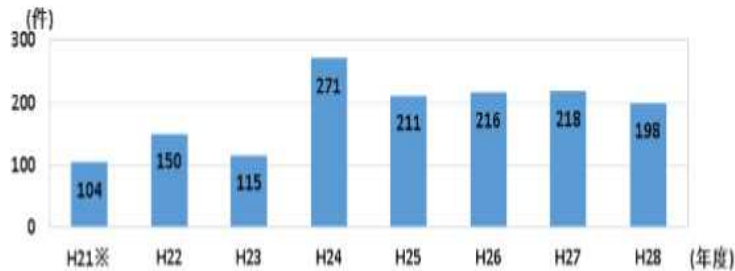
法的な資格のないもの

その他の施術

(無資格者が行える施術・保険適用外)
整体、カイロプラクティック、リラクゼーション
マッサージ等

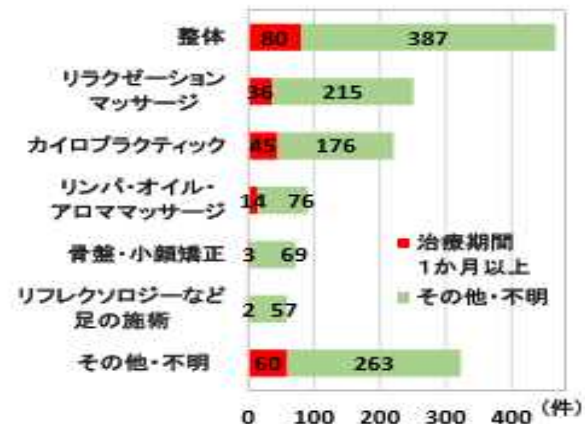
定義、施術内容、適応症、安全対策等の指針を策定し国民に周知すべき

図1. 法的な資格制度がない施術（手技）による事故件数の推移（年度別）（n=1,483）



※平成21年度は9月から

図3. 手技の内容別の⁶の事故件数（n=1,483）



* 分類が明確でない手技について、消費者の申告に基づき消費者庁において分類したものも含む

出典：消費者庁「News Release 法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術は慎重に」より抜粋

検討会における主な議論に対する健保連の見解

1. 「主な主張 1.2.」に関する事項

（「内容項目」の % は、保険者機能推進する会施術所実態調査（東京）より表示されていた問題のある広告の割合）

| 内容項目 | 施術者団体側の主な意見 (広告等を認めるべき内容) | 健保連の見解 |
|-------------------------|--|--|
| 医療保険 取扱い等 73% | <ul style="list-style-type: none"> ○医療保険取扱い、健康保険取扱い、国民健康保険取扱い ○生活保護指定・取扱い、労災保険指定・取扱い等 ○保健所届出施術所 | <ul style="list-style-type: none"> ・施術が全て保険適用であるとの誤認を招くため不可。 ・保険適用外も含め、一律に保険証を提示させる誘引性があるため不可。 ※（柔整法）医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る） ※（あはき法）医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る） ・他各制度取扱いや、厚労省認定、保健所届出等は、患者に特別に認可を受けた施術所だと誤認を招くため不可 ・「交通事故専門・取扱い」は、交通事故を起因とする施術は医療保険適用との誤認や特別に認可を受けた施術所だとの誤認を招くため不可 ・現行法令を遵守すべき |
| 施術所名 等 41% | <ul style="list-style-type: none"> ○はりきゅう、あん摩、マッサージ、指圧、治療院、院の組み合わせ（治療院等の前にはりきゅうを付すなど） ○治療院、鍼灸院 ○整骨院 ○訪問専門、出張専門 | <ul style="list-style-type: none"> ・診療、治療、診などの使用は、医療・医療機関と誤認を招くため不可（柔整法、あはき法等には診療、治療、診は使われていない） ・「整骨」は国民に概念がわかりにくく、「整形（外科）」や「整体」と混同する懸念があるため不可。 ※その他厚生労働大臣が指定する事項（告示）（1）ほねつき（又は接骨） ・現行法令を遵守すべき |
| 保健所 届出名称 との相違 | <ul style="list-style-type: none"> ・広告に使用する施術所名は、保健所届出名称と同一とすることを明確化・徹底し、指導強化すべき ・異なる名称を使用し、トレーニングジム、フェイシャル、カイロ（無資格者が行える施術）などを連想させ、過度に誘引しようとするケースが散見される（これに起因する不正事案も起きている） | |
| 診療等の 文言等 65% | <ul style="list-style-type: none"> ○休診、往診、診療、診察、診、治療 | <ul style="list-style-type: none"> ・診療、治療、診などの使用は、医療・医療機関と誤認を招くため不可（柔整法、あはき法等には診療、治療、診などは使われていない） ・現行法令を遵守すべき |

検討会における主な議論に対する健保連の見解

2. 「主な主張3」に関する事項

| 内容項目 | 施術者団体側の主な意見 (広告等を認めるべき内容) | 健保連の見解 |
|--|---|---|
| 適用疾患、 症状等 <div style="background-color: #f08080; padding: 5px; display: inline-block;">44%</div> | <ul style="list-style-type: none"> ○保険適用の傷病名 ○肩こり、腰痛、関節痛 ○骨折、不全骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（又は筋・腱断裂）。（のみの表記） ○関節・筋肉の外傷、外傷に基づく痛み ○施術内容の客観的学問的表現 | <ul style="list-style-type: none"> • 保険適用の負傷・疾患名、症状や施術内容等は、「算定基準」「留意事項通知」「受領委任取扱規程」等に要件が詳細に示されている。これらの規定から正確かつ詳細に説明しなければ、保険適用範囲の誤認を招くため、負傷・疾患名、症状等を表記するのは不可 • <u>現行法令を遵守すべき</u> |
| 保険適用外、無資格者が行う施術 <div style="background-color: #f08080; padding: 5px; display: inline-block;">64%</div> | <ul style="list-style-type: none"> ○国家資格者は整体、カイロプラクティック、骨盤・小顔矯正、××マッサージ、リフレクソロジー等 ○いわゆる自由診療 <div style="background-color: #ffe4c4; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>現状は、「保険取扱い」、曖昧な表記の適応疾患・症状、保険適用外、無資格者の行う施術、料金－の表記を組み合わせることで患者の誤認を招いている</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> • 保険適用外、無資格者が行う施術を表記することで、過度に患者を誘引する懸念がある • 保険適用外、無資格者が行う施術の表記で誘引され、当該施術を保険適用の施術に付け替えて請求する等の不正事例が多く報告されている • 患者は、各施術の内容・保険の範囲がわからず、国家資格者の開設する施術所においても、「保険適用となる施術」と、「保険適用外となる施術」を明確に判別することは難しいことから不可 • まずは各種施術の施術内容や適応症等を整理した指針を策定し、国民に周知すべき • <u>現行法令を遵守すべき</u> |
| 料金 <div style="background-color: #f08080; padding: 5px; display: inline-block;">28%</div> | <ul style="list-style-type: none"> ○自由診療料金の表示 ○自由診療料金の表示反対 | <ul style="list-style-type: none"> • 上記に同様に不可 • 割引等、経済的利益を謳い過度な誘引の懸念がある • <u>現行法令を遵守すべき</u> |

検討会における主な議論に対する健保連の見解

3. その他に関する事項

| 内容項目 | 施術者団体側の主な意見 (広告等を認めるべき内容) | 健保連の見解 |
|------------------|---|---|
| 国家資格 | <ul style="list-style-type: none"> ○国家資格免許保有（その業種）、資格年月日、免許番号 ※無資格者、国家資格以外の業種の表記規制 | <ul style="list-style-type: none"> • 国家資格（柔道整復、あんまマッサージ指圧、鍼灸）の保有は現行法令内で可能と考える |
| 専門性、経歴、略歴、技能、学位等 | <ul style="list-style-type: none"> ○東洋療法研修試験財団研修修了・受講 ○一定の公的機関・公益法人の研修修了・受講 ○専門性を認定する機構の認定 ○客観的事実の経歴、学歴 ○学会や所属団体 ○技能や技量を妥当に推量できる情報 ○開設者・勤務柔整師等の氏名、年齢、性別、役職、略歴 ○公益法人会員 ○受領委任が協定か契約か ○機能訓練員 | <ul style="list-style-type: none"> • 研修の修了・受講等は、患者が適切な判断・評価ができるか不明なため不可（誤認を招く可能性） • 所属団体、役職、学会、専門性等も同様に不可 • 経歴等のうち誘引を目的とする肩書き（有名人××の元トレーナー、プロチーム××のトレーナー等）は不可 • 経歴等のうち、客観的、正確性を確保できる事実であり、さらなる誘引性につながらないものはガイドラインで検討すべき |
| WEB | <ul style="list-style-type: none"> ○Webサイト、HP等のURL、QRコード | <ul style="list-style-type: none"> • インターネット広告ガイドライン等で確実に規制してから議論すべき（現状では問題が多い） |
| 施術所概要等 | <ul style="list-style-type: none"> ○待ち時間、最寄り駅からの所要時間、往療可能範囲、急患受入れ、メールアドレス、ファックス番号、地図、外観・駐車場の写真、駐車スペース、設備、カード払い可、外国語表記等 | <ul style="list-style-type: none"> • 客観的事実でさらなる誘引性につながらないものはガイドラインで検討すべき |

参 考

関係法令（一部条文簡略化）

「あはき法」

<7条1項>

1. 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所 2. 第1条に規定する業務（あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう）の種類 3. 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 4. 施術日又は施術時間
5. その他厚生労働大臣が指定する事項（告示）（1）もみりようじ（2）やいと、えつ（3）小児鍼（はり）（4）あはき法の規定による届出（開設の届出）をした旨（5）医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）（6）予約に基づく施術の実施（7）休日又は夜間における施術の実施（8）出張による施術の実施（9）駐車場に関する事項

<7条2項>

1. 2. 3. について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない

「柔道整復師法」

<24条1項>

1. 柔道整復師である旨並びに施術者の氏名及び住所 2. 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 3. 施術日又は施術時間
4. その他厚生労働大臣が指定する事項（告示）（1）ほねつぎ（又は接骨）（2）柔整法の規定による届出（開設の届出）をした旨（3）医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）（4）予約に基づく施術の実施（5）休日又は夜間における施術の実施（6）出張による施術の実施（7）駐車場に関する事項

<24条2項>

1. 2. について広告をする場合にも、その内容は、柔道整復の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない

健康保険法施行規則第66条

＜第66条＞法第八十七条第一項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 1) 被保険者証の記号及び番号又は個人番号
 - 2) 診療、薬剤の支給又は手当を受けた者の氏名及び生年月日
 - 3) 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日並びに傷病の経過
 - 4) 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地又は氏名及び住所
 - 5) 診療又は調剤に従事した医師若しくは歯科医師又は薬剤師の氏名
 - 6) 診療、薬剤の支給又は手当の内容及び期間並びにその診療、薬剤の支給又は手当が食事療養、生活療養、評価療養、患者申出療養又は選定療養を含むものであるときは、その旨
 - 7) 療養に要した費用の額
 - 8) 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を受けることができなかった理由
 - 9) 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）
2. 前項の申請書には、同項第七号に掲げる費用の額を証する書類を添付しなければならない。
 3. 前項の書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。

健康保険法第63条、第64条

（療養の給付）

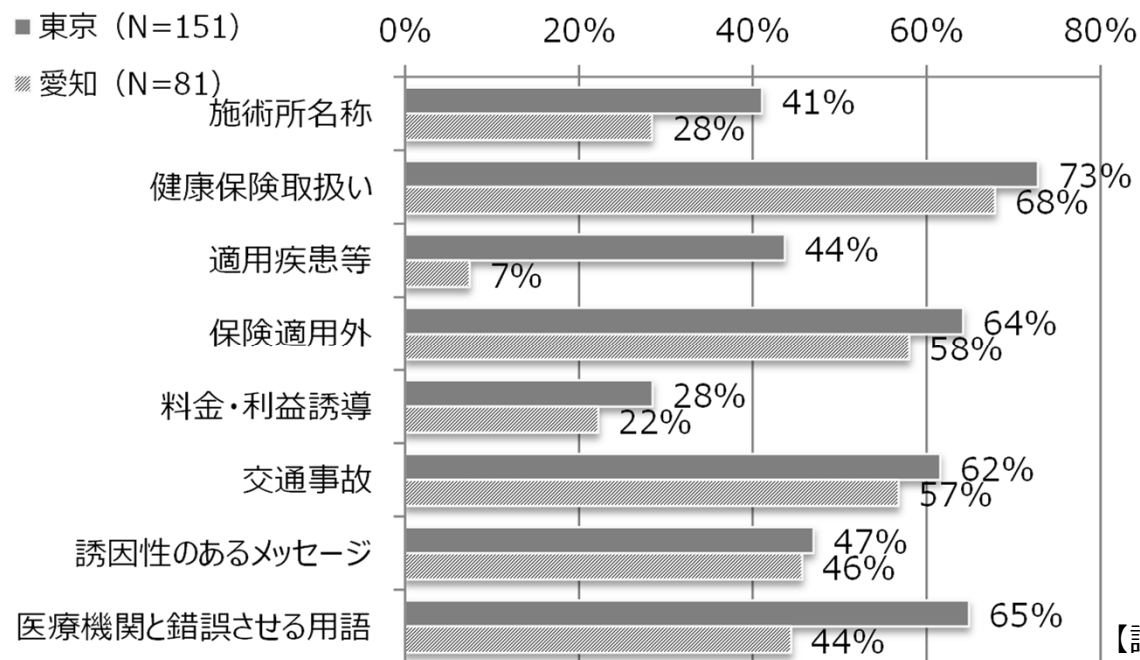
第63条 1.被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

（保険医又は保険薬剤師）

第64条 保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（以下「保険医」と総称する。）又は薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）でなければならない。

保険者機能を推進する会・健保連愛知連合会の施術所広告調査結果



この広告調査は、あはき法、柔道整復師法に基づき市区内に開設された施術所情報の開示請求を行政に依頼し、その情報から接骨院について現地確認を行った。

【調査主体からの情報提供により健保連作成】

| | 東京 | 愛知 |
|------|--|--|
| 調査時期 | 2016年8月～9月 | 2017年11月 |
| 対象地域 | 千代田区、目黒区 | 名古屋市 |
| 施術所数 | 151施術所 千代田区：45 目黒区：106 ※営業実態が確認できた施術所 | 81施術所 中区：20、千種区：20 南区：21、中村区：20 ※営業実態が確認できない4施術所を含む |
| 調査方法 | 保健所に開設届を提出している施術所 全件を調査 | 保健所から開設届を提出している施術所のうち、各地域20件程度を抽出 |
| 調査内容 | 施術所外観・看板（スタンド看板）、ポスターなどの掲示物、チラシ、リーフレット | 施術所外観・看板（スタンド看板）、ポスターなどの掲示物、チラシ、リーフレット |
| 調査主体 | 保険者機能を推進する会 | 健保連愛知連合会 協会けんぽ愛知支部 (公社) 愛知県柔整師会 |

違法広告の現状 < 施術所広告調査 >

調査項目と調査結果

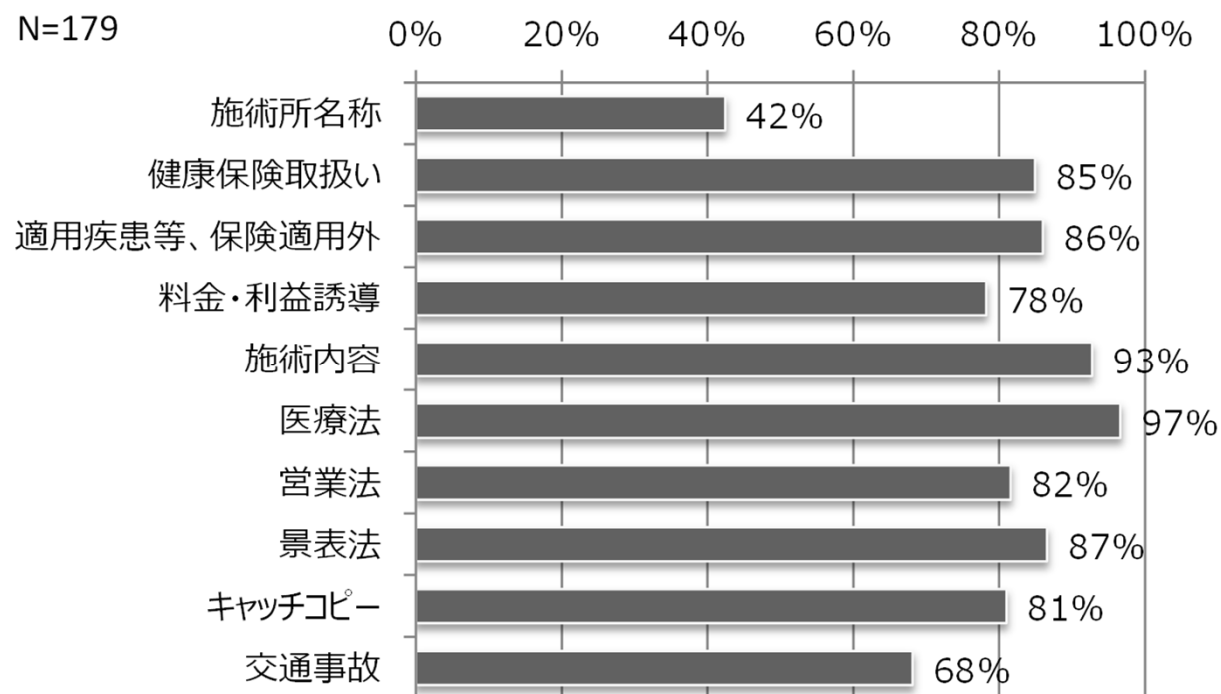
| 調査項目 | 調査内容 | 調査結果（不適切な事例） |
|--------------------|--|--|
| 1. 施術所名称 | 届出と異なる名称や、不適切な名称を使用している | <ul style="list-style-type: none"> ・「接骨院」「鍼灸院」と別々に届出しているにも関わらず「〇〇鍼灸接骨院」という看板を掲げている。 ・「〇〇治療院」の表記 ・「カイロプラクティック」や「整体」など、無資格で施術することのできる医業類似行為を名称にしている。 ・「スポーツジム」「トレーニングスタジオ」と見間違える名称にしている。 |
| 2. 健康保険取扱い | 医療保険 療養費支給申請ができる旨を表示している 内、厚生労働省告示70号（H11/3/29）に示された医療保険療養費支給申請ができる旨を表示する際には、『脱臼または骨折の患部の施術に係る申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る』という事項を遵守しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「健康保険適用」「各種保険取扱い」といった表示の広告が大多数を占める。 ・上記表示がある場合において「骨折・脱臼は緊急時を除き医師の同意が必要である」旨を記載していた施術所はほぼない。 |
| 3. 適用疾患等 | 保険適用となる症状を記載している | 保険適用の対象となる適応症（骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷）の記載がある。上記表示がある場合において「骨折・脱臼は緊急時を除き医師の同意が必要である」旨を記載していた施術所はほぼない。 |
| 4. 保険適用外、無資格者が行う施術 | 保険適用の対象外となる症状や負傷に関する施術を行うことが記載している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険適用外の表示は適用疾患等の記載を大きく上回る ・保険適用外のみを記載し適用疾患等が記載されていない施術所も多数見受けられる。 ・保険適用外を表示している施術所で同時に「各種保険取扱い」などの表記もされている施術所は半数以上 ・「柔整」と「鍼灸」を併設している施術所のうち「各種保険適用」等などの健康保険取扱いを表記し、「柔整」「鍼灸」の適応症を区別なく表記している自律神経失調症、ヘルニア、肩こり、めまい、坐骨神経痛、片頭痛 |

違法広告の現状 < 施術所広告調査 >

(5) 調査項目

| 調査項目 | 調査内容 | 調査結果 |
|-------------------------------|---|---|
| 5. 料金表示・利益誘導 | 料金表示や利益誘導の性格のある広告を表示している 施術料金（目安）の記載。割引や賞品提供などの表示をしている | <ul style="list-style-type: none"> ・施術料金（目安）を表示をしている施術所のうち、「健康保険適用」などの表示のある施術所がほとんどである。 ・「初回1,000円」「お試し無料（半額）」など利益誘導をする広告が散見される。 ・料金表示を行い「初回は初診料がかかります」などという保険適用を示唆するものもある。 ・施術所に備え付けられたチラシ、リーフレットやインターネットではさらに利益誘導の強い表示が散見される。 |
| 6. 交通事故 | 交通事故関連の施術を行うことを表示している | <ul style="list-style-type: none"> ・「交通事故」に関する施術を行う表示と「各種保険取扱い」の表示が混在しており、健康保険法で交通事故での負傷を取り扱うことができる誤認を与えるものが散見される。 ・交通事故の表示とともに「負担金0円」、「治療」という表記が同時にされているケースが多数あり行き過ぎた広告が目立つ |
| 7. 誘引性のあるメッセージ | 誘引性のあるメッセージを表示している 本来、医師が取扱う症状を表示している | <ul style="list-style-type: none"> ・施術者は診断ができないにも係わらず医師しか取り扱えない傷病名を記載し治療を謳っているもの ・「その痛みを治療します」「からだのゆがみを矯正」などのメッセージで誘引 |
| 8. 医療機関と誤認する用語 | 医療機関と錯誤させるような表示がされている | <ul style="list-style-type: none"> ・「治療」「診察」「休診」などの表記は利用者が施術所を医療機関と同等であると錯誤するため相応しくない。 |
| 9. 無資格者が行う施術を併設 | 柔道整復師の業ではないその他の施術を併設している施術所 | <ul style="list-style-type: none"> ・フィットネス、トレーニングジム、カイロプラクティック、整体、ボディケアサロンなど |
| 10. 施術所で認められていない医業類似行為名の名称を使用 | 保健所に開設届けを提出した施術所が法律以外の名称を施術所名として看板広告している | <ul style="list-style-type: none"> ・無資格者が行う施術内容を行っている施術所では看板名称をそれに置き換えてしまっているケースや無資格で行う施術内容と健康保険の適用のみの表示しかなく誤認を与えるものも散見された。 |

保険者機能を推進する会の施術所HP調査結果



【保険者機能を推進する会からの情報提供により健保連作成】

| | |
|------|--|
| 調査時期 | 2017年7月～2018年2月 |
| 対象地域 | 大阪市 |
| 施術所数 | 179件 |
| 調査方法 | 大阪府柔道整復師会会員のうちでオリジナルホームページ開設施術所 ※閉鎖されたHPなどは除く |
| 調査内容 | 各施術所のオリジナルホームページの調査と、 チェック項目に応じた実態調査 |
| 調査主体 | 保険者機能を推進する会 |

違法広告の現状 < 施術所HP調査 >

調査項目と調査結果

| 調査項目 | 調査内容 | 調査結果（不適切な事例） |
|--------------------------|--|--|
| 1. 施術所名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・表示されている名称は届け出されているものと異なる名称を使用している。但し、漢字で登録された施術所名を、ひらがな・カタカナ等で表示しているものを除く ・不適切な名称にもかかわらず登録されている ・兼業する施術院との区別が不明確となっている（「〇〇鍼灸接骨院」など） | <ul style="list-style-type: none"> ・調査した179施術所の内、名称の表示に問題を認めたものが76件（42%）に及んだ。 ・内容としては、名称が届出と異なるものが13件あり、民間療法やコンディショニング、美容などの名称を冠するなど、受領委任の取り扱いを認められている柔道整復施術所として適切と思えない名称が5件 存在した。 ・また、あはき施術所を併設する際に「〇〇鍼灸接骨院」など、専門性を損なうものが、柔整とあはきを併設する80件の内、62件を占めた。これらの施術所の大阪市への登録名称が「〇〇鍼灸整骨院」となっており、行政もこれを容認している。 |
| 2. 健康保険取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険療養費支給申請ができる旨を表示している（健康保険取り扱い、保険適用、健康保険が使えますなどの表現を含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険の取り扱いができる旨を表示しているものは152件（85%）であった。 ・正しく「医療保険療養費支給申請ができる」という表現を使用しているものは皆無であり、「健康保険取り扱い」、「健康保険適用」、「健康保険が使えます」などと広告されていることが一般的であった。 ・受領委任の取り扱いに関してHPで案内している施術所は1件のみであった。 |
| 3. 適用疾患等、保険適用外、無資格者が行う施術 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険適用となる負傷名（骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷）を記載している ・保険適用外の症状（腰痛、五十肩、肩こり、ぎっくり腰、スポーツ障害など）を記載している | <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険の適用、適用外を問わず、疾患名を記載している施術所は154件（86%）であった。 ・保険適用となる負傷名を一つ以上表記している施術所は104件 ・一方、柔道整復の保険適用とならない疾患名を記載している施術所は122件であった。 ・保険適用となる負傷名を記載せずに、保険適用外の疾患名を記載しているものが50件もあり、その内36件では「健康保険が使える」ことを広告している。 ・健康保険の適用、不適用を問わず、疾患名を記載しない施術所は25件あったが、半数は交通事故や美容などの施術に特化した施術所であり、柔道整復の施術に関して疾患などの名称を表記していないものは極めて少数派であった。 |

違法広告の現状 <施術所HP調査>

調査項目と調査結果

| 調査項目 | 調査内容 | 調査結果（不適切な事例） |
|-----------------|---|---|
| 4. 料金表示・利益誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ・料金の目安や、施術に要する時間を表示している ・キャンペーンや割引など、利益誘導の性格のある広告を表示している ・チケットやクーポンを掲載している | <ul style="list-style-type: none"> ・料金の表示を行う、または利益誘導と思われる広告をしている施術所は140件（78%） ・柔道整復の保険適用となる負傷に対する施術に関して料金、または料金の目安を表示しているものが67件 ・あはき施術所を併設している80件について、あはき施術に関する料金表示があるものが32件 ・保険適用外の施術に関する料金表示のあるものが123件 ・保険適用となる負傷に対する施術にプラスして、保険適用外の施術を行うことを広告しているものが19件 ・利益誘導と思われる広告をしている施術所が29件 |
| 5. 施術内容（柔道整復以外） | <ul style="list-style-type: none"> ・柔整以外の施術所を併設している ・あんま・マッサージ、はり・きゅうに関する広告が混在している ・民間療法(カイロプラティックやリフレクソロジー)を併せて広告している | <ul style="list-style-type: none"> ・調査を行った179件の施術所の内、柔道整復以外の施術の広告を行っている施術所が166件（93%）と大多数を占めた。 ・このうち、はり・きゅう施術に関する広告を行っている施術所が101件、あん摩・マッサージが35件であった。 ・民間療法やリラクゼーション、スポーツ、美容など、健康保険と関係のない施術を行う施術所が151件にも上った。 ・この内、整体やカイロプラティックに関するものは93件、スポーツトレーニングやコンディショニングに関する広告は32件、エステティックなど美容に関する広告が35件であった。 |
| 6. 医療法 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関と誤認させるような表示がされている ・本来、医師が取扱う疾病名を表示している | <ul style="list-style-type: none"> ・対象とした179件の内、173件（97%）の施術所広告に違反があることが確認された。 ・「施術」を使用せずに、「治療」「診療」「受診」「休診」などの言葉を表記しているものが大多数であった。 ・また、「接骨科」「ほねつぎ科」あるいは「診療科目」などの言葉を用いているものが9件あった。 ・本来、柔整師ではなく医師が診察をすべき疾患名を表記しているものが散見された。この内、はり・きゅうで保険適用となる神経痛、リウマチ、五十肩などの疾患名が表記されているものが多かった。 |

違法広告の現状 <施術所HP調査>

調査項目と調査結果

| 調査項目 | 調査内容 | 調査結果（不適切な事例） |
|------------|---|---|
| 7. 営業法 | 技能、施術方法または施術者の経歴に関する記載がある | <ul style="list-style-type: none"> ・対象とした179件の内、営業法に定められた内容に違反する広告が146件（82%）あった。 ・内訳としては、技能に関する広告は99件、施術方法に関する広告は111件、施術者の経歴に関する広告は47件だった。 ・施術方法についてはエビデンスや、施術のリスクを示すことなく「独自の技法」を広告するものや、「他所で治らなかった痛みを治せる」など不当な内容のものも多くみられた。 |
| 8. 景品表示法 | <ul style="list-style-type: none"> ・施術の効果・効能に関する記載表示がある ・不当な表示に該当する広告が表示されている ・優良誤認、有利誤認、その他誤認される恐れのある表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・不当な表示に該当すると思われる広告が155件（87%）であった。 ・内訳として、優良誤認と思しき広告が127件、有利誤認と思しき広告が34件、その他誤認に分類されると思しき広告が35件 ・また、効果効能を広告するものが30件あり、サイトの閲覧者に誤認を与えるおそれがあると判断された。 |
| 9. キャッチコピー | <ul style="list-style-type: none"> ・誘引性のあるメッセージ、キャッチコピーやあいさつ文を表示している ・有名人の写真を掲載したり、施術所を訪れること、治療の効果を認める記事を掲載している | <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象の内145件（81%）の施術所HPに、誘引性のあるメッセージが表示されていた。 ・HPのデザイン上、施術所の特徴を大書することは理解できるが、キャッチコピーとして掲出されている内容が、景表法や営業法に抵触する恐れのあるものが多数を占めている。 |

違法広告の現状〈施術所HP調査〉

調査項目と調査結果

| 調査項目 | 調査内容 | 調査結果（不適切な事例） |
|---------|-------------------------------|---|
| 10.交通事故 | 交通事故に起因した施術を行うことを表示している | <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故に起因した疾患の施術を行うことを記載している施術所は122件（68%） ・そのうち、事故発生時の手続きや、慰謝料の計算方法などを紹介しているものが37件、「治療費0円」を大書して患者の誘引を図るものが12件あった。 ・また、62件は専用のページやコーナーを設けてさらに詳しい情報を発信している。 ・詳細情報の内、むち打ち症など医学的な解釈や、治療方法などを掲載しているものは31件であった。 |
| 11.その他 | 施術所HPに掲載されている各種の写真等について集計を行った | <ul style="list-style-type: none"> ・施術者の顔写真 143件（80%） ・施術所の内観 121件（68%） ・施術風景 130件（73%） ・使用する機器 90件（50%） ・施術前後の比較 15件（8%） ・患者の体験談 61件（34%） ・メディア等の取材紹介 11件（6%） ・口コミサイトのリンク 28件（16%） |